

小山栃木都市計画ごみ処理場(一般廃棄物処理施設)の変更の原案の縦覧及び公聴会について

■都市計画の種類

ごみ処理場(一般廃棄物処理施設)

■ごみ処理場の名称

小山広域保健衛生組合マテリアルリサイクルセンター

■位置

下野市下坪山字結城道西

■面積

約1・6 ha

■縦覧場所

都市計画課(下水道庁舎2階)
環境課(国分寺庁舎2階)

■縦覧期間

10月6日(月)～20日(月)
(土・日曜日、祝日を除く午前8時30分～午後5時15分)

■意見書の提出

小山栃木都市計画ごみ処理場の変更の原案について、縦覧期間満了の日(必着)までに意見書を提出することができます。

■公聴会の開催

日時 11月12日(水)

午後7時～

場所 南河内公民館
大ホール

※意見申出がない場合は、公聴会は中止となりますので、傍聴を希望される方は、10月22日(水)以降に市ホームページまたは市都市計画課まで開催の有無を必ずご確認ください。

■問い合わせ先

都市計画課 ☎(48) 2114

仁良川地区土地区画整理事業施行区域内に地区計画が定められます

■地区計画の名称

仁良川地区地区計画

■地区計画の施行日

10月3日

■地区計画とは

まちづくりに関するルールには、都市計画法により定められている用途地域や建築基準法等による基本的なルールがあります。しかし、良好な居住環境を形成・保全するためには、現行の法令だけでは十分ではない場合があります。地区計画は、現行法令に加え、それぞれの地区の特性に応じた、きめ細かなまちづくりのルールを都市計画として定めるものです。

■地区計画が定められると

地区計画が定められると、地区内で建物を建てたり、宅地を造成したりする場合には、工事着手30日前までに市(都市計画課)に届出が必要になります。市では、届出を受けた計画が地区計画に適合しているかをチェックします。適合していない場合は設計変更などをしていただくよう勧告します。つまり、地区計画の届出を行い、地区計画に適合していないと建築確認申請は提出できないということになります。

■地区計画で制限されるもの

・建築物等の用途

・建築物の敷地面積の最低限度

・壁面の位置

・建築物等の高さの最高限度

・建築物等の形態又は意匠

※具体的な制限の内容は、都市計画課までお問い合わせください。

■問い合わせ先

都市計画課 ☎(48) 2114

保守点検を受けましょう

浄化槽の機能を維持するために機器類の調整・消毒薬の補充等を4か月に1回以上実施しなければなりません。県の登録業者に委託してください。(処理方式や対象人員によって回数は異なります)

清掃を行いましょ

浄化槽内に汚泥が溜まると、臭いや水質悪化の原因になりますので、汚泥の引き抜き等を年1回以上行わなければなりません。市で許可されている業者に委託してください。

法定検査を受けましょ

保守点検・清掃とは別に、指定検査機関による次の2つの検査を必ず受けなければなりません。保守点検業者に委託できます。

- ①使用開始後3～8か月以内に受ける水質検査
- ②年に1回の定期検査(保守点検や清掃が適正に行われているかを確認します)

10月1日は「浄化槽の日」

浄化槽をお使いの皆様へ

浄化槽は「保守点検」「清掃」「法定検査」を実施することが「浄化槽法」により義務付けられています。浄化槽法の規定に違反すると処罰されることがあります。浄化槽が正しく機能するために、適正な維持管理をしましょう。

また、業者による維持管理のほかに次のようなことに気をつけて、浄化槽と上手につきあいましょ。

- ◆トイレットペーパー以外は流さない
- ◇浄化槽のマンホールの上に物を置かない
- ◆便器の清掃に塩酸などの劇薬を使わない
- ◇浄化槽ブロワの電源は切らない
- ◆油や調理くずなどは排水口へは流さない

■問い合わせ先

下水道課 ☎(48)2123

栃木県浄化槽協会 ☎028(633)1650